平成２６年（フ）第１０１号
宮城県大崎市古川駅東２丁目２―17　青山ハイツ101号室、住民票上の住所宮城県遠田郡涌谷町小里字長根北４番地１
債務者　浅野　　翔
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第１１１号
宮城県大崎市古川栄町３番51号　ロイヤルヒルズアイリス101号、従前の住所宮城県大崎市古川江合本町３丁目６番６号　リバーサイド古川201号
債務者　横山絵里子
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第１８８号
兵庫県宝塚市中野町19番21号　市営中野住宅、前住所兵庫県宝塚市小林３丁目10番５号
債務者　下庄　洋子
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第９２号
兵庫県明石市貴崎３丁目１番12―103号、申立時の住所兵庫県明石市松が丘２丁目５番22―307号
債務者　横山　優児
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第９３号
兵庫県明石市貴崎３丁目１番12―103号、申立時の住所兵庫県明石市松が丘２丁目５番22―307号
債務者　横山　美恵
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１６２号
兵庫県明石市魚住町西岡2226番地の９
債務者　栗田　一夫
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２２６号
神戸市西区今寺４番地の８　カレッジハイツⅡ314号、前住所滋賀県東近江市宮川町688番地444
債務者　南迫　　幸（旧姓福永）
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２３３号
兵庫県明石市魚住町清水1010番地の５、前住所鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬922番地７　コーポ藤井Ｄ号室
債務者　山嶺　奈々（旧姓土谷）
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１３４号
広島県呉市広横路３丁目10番６号
債務者　長尾　友美
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１４４号
広島県呉市仁方栈橋通1511番地の82　107号室
債務者　妹尾　剛志
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１４５号
広島県呉市山手１丁目９番46号　104号室
債務者　青山　理香
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第５９５号
熊本市東区小峯２丁目６番35号　村上アパート101号、前住所熊本市東区小峯１丁目１番10号
債務者　藤本久美子（旧姓増本・末川）
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１２２号
富山市四方港町９番地、住民票上の住所富山市四方神明町2123番地
債務者　七間　拓也
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで　富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４５号
島根県浜田市旭町丸原380―15　島根あさひ社会復帰促進センター、住民票上の住所埼玉県川口市赤井２丁目１番９号
債務者　若松　龍雄
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで　松江地方裁判所浜田支部

平成２６年（フ）第１９６号
沖縄県那覇市字真地212番地１　エルサヴィエント朝308
債務者　奥原千亜喜
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第３４３号
沖縄県那覇市字国場1179番地２　ココアパート201
債務者　棚原　清子
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで　那覇地方裁判所民事第３部